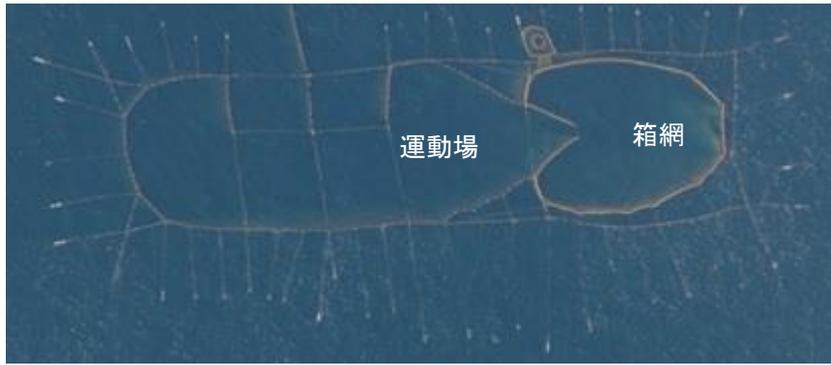


船舶事故調査報告書

令和7年1月22日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 伊藤 裕 康（部会長）
 委員 上野 道 雄
 委員 岡本 満喜子

事故種類	作業員死亡
発生日時	令和5年12月24日 08時48分ごろ
発生場所	大分県佐伯市屋形島南方沖 屋形島洲ノ鼻消波堤灯台から真方位169° 1.0海里（M）付近 （概位 北緯32°45.9′ 東経131°54.7′）
事故の概要	漁船第十八共栄丸の2は、定置網の箱網の取り外し作業中、作業員が落水して溺死した。
事故調査の経過	令和6年1月30日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 第八共栄丸、13トン OT2-2328（漁船登録番号）、個人所有 18.00m（Lr）×4.98m×1.23m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数110、 昭和62年12月28日 B 漁船 第十八共栄丸の2、0.9トン OT3-54930（漁船登録番号）、個人所有 7.20m（Lr）×2.15m×0.56m、FRP ガソリン機関、30kW（動力漁船登録票による）、 平成元年1月11日 C 漁船 第八共栄丸、19トン OT2-2986（漁船登録番号）、株式会社水本水産 21.79m（Lr）×5.28m×1.70m、FRP ディーゼル機関、423kW（動力漁船登録票による）、 平成12年3月30日
乗組員等に関する情報	船長A 45歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成9年7月31日 免許証交付日 令和4年2月18日 （令和9年7月30日まで有効） 船長C 39歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成14年10月21日

	<p>免許証交付日 令和4年3月17日 (令和9年10月20日まで有効) 作業員A 26歳(インドネシア共和国籍)</p>
死傷者等	死亡 1人(作業員A)
損傷	なし
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南南西、風力 2、視界 良好 海象：波なし、水温 約18℃</p>
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、作業員A(外国人技能実習生)ほか作業員2人(日本人1人、外国人技能実習生1人(以下「作業員B」という。))を乗せ、B船をえい航し、屋形島南方に設置された定置網(以下「本件定置網」という。)の箱網の交換作業の目的で、令和5年12月24日07時30分ごろ佐伯市元猿漁港を出港して本件定置網に向かった。</p> <p>C船は、船長Cが1人で乗り組み、作業員5人(日本人2人、外国人技能実習生3人)を乗せ、漁船(以下「D船」という。)をえい航し、箱網の交換作業の目的で、07時40分ごろ佐伯市蒲江漁港を出港して本件定置網に向かった。</p> <p>本件定置網所有会社社長(以下「作業員C」という。)が1人で乗り組んだ別の漁船は、08時00分ごろ元猿漁港を出港して本件定置網に向かった。</p> <p>箱網の交換作業は、ほぼ週2回実施されるものであり、箱網と本件定置網の型となるワイヤ(以下「側張」という。)を連結するロープ(以下「ボタン」という。)、箱網と運動場の網(以下「運動場」という。)を連結するロープ(以下「心張」という。)及び箱網と運動場の開口部(以下「漏斗」という。)を連結し、漏斗を広げるためのロープ(以下「漏斗張り」という。)を外して汚れた箱網を取り外し、逆の手順で新しい箱網を取り付ける作業であった。</p> <p>漏斗張りは、漏斗を広げるため、C船の揚網機を使用して張り合わされ、張力が掛かっていた。</p> <p>(写真1、図1 参照)</p>



(国土地理院 地理院地図 電子国土 Web 衛星写真 使用)

写真1 本件定置網

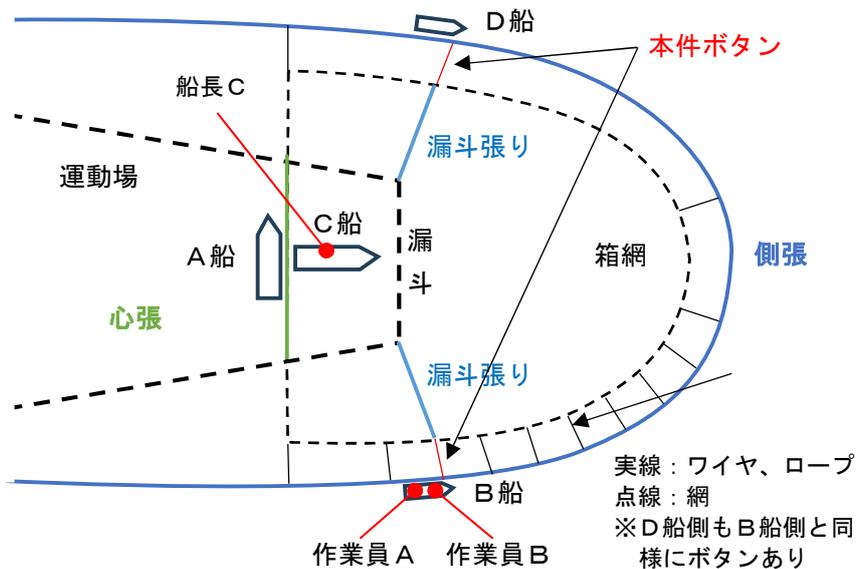


図1 各船、各網及び各ロープ等の状況

各船は、本件定置網に到着後、A船に船長A及び作業員Cほか3人が、B船に作業員A及び作業員Bが、C船に船長Cほか2人が、D船に1人が、それぞれ乗船した。

その後、08時10分ごろ、A船は、心張の取り外し作業に、B船は、箱網の南側のボタンの取り外し作業に、C船は、箱網の中央で取り外し後の箱網の回収作業に、D船は、箱網の北側でボタンの取り外し作業にそれぞれ当たった。

B船及びD船で作業する者は、ふだんから、安全のため、常時、側張に船を繋ぎ、姿勢を低くして作業を行うよう指導されていた。また、特に漏斗張り付近のボタン（以下「本件ボタン」という。）を取り外す際は、漏斗張りが漏斗を広げるために張力が掛かっており、本件ボタンを外すと反動で側張が外側に弾かれて船体が動揺するので、船長Cの号令でほぼ同時に取り外すこととなっていた。

各船は、それぞれの配置について、一斉に箱網の取り外し作業を開始した。

	<p>作業員A及び作業員Bは、共に小型船舶操縦士免許証を持っていなかったもので、爪竿<small>きわ</small>を使用し、側張を伝ってB船を移動させていた。また、ボタンの間隔がB船の長さより広がったので、作業は1人しか行えず、作業員Aは作業を行わずに立っていた。</p> <p>船長Cは、C船の左舷側でクレーン操作を行っており、船上に揚収した箱網で右舷方のB船の状況が見えなかったが、左舷側のD船が本件ボタン付近に達した段階で、B船もほぼ同時に本件ボタン付近に達したと思い、08時48分ごろ本件ボタンを外すように号令をかけた。</p> <p>船長Cは、号令をかけた直後、作業員Bの叫び声を聞き、作業員Aが側張と箱網の間に落水したことを知った。</p> <p>作業員Bは、作業員Aに浮体を投げたが、届かなかったので、合羽のまま飛び込もうとした。</p> <p>A船にいた作業員Cは、作業員Bに合羽を脱ぐよう指示した後、作業員Bと共に自らも海に飛び込み、側張を伝いながら作業員Aのもとに到着し、作業員Bと協力して救助に駆けつけたD船に作業員Aを引き揚げたが、作業員Aの意識が無かったので119番通報を行った。</p> <p>作業員Cは、作業員Aに人工呼吸及び心臓マッサージを行いながら、D船で蒲江漁港に向かった。</p> <p>作業員Aは、蒲江漁港に入港後、救急車及びドクターヘリで病院に搬送され、溺水による低体温症及び低体温脳症と診断されて集中治療室に収容されたが、12月27日に多臓器不全で死亡し、直接死因は溺水と検案された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、写真2 B船、写真3 C船 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>作業員Cによれば、本件ボタンを取り外す際の反動は、船上で姿勢を低くしておけば、落水するようなものではなかった。</p> <p>作業員Cによれば、作業員Bは、本事故発生直後、B船が動揺した際、B船上で立っていた作業員Aが落水したと海上保安庁に説明していた。</p> <p>本事故発生時の目撃者は、作業員Bのみであった。</p> <p>作業員Aは、帽子、合羽上下、ゴム手袋、長靴を着用していたが、救命胴衣は着用していなかった。</p> <p>作業員C等は、ふだん、海上作業時に救命胴衣の着用及び船上で姿勢を低くするよう全作業員に指導していたが、作業員Aは、行わないことが多々あった。</p> <p>船長Cは、ボタンを外す作業を行う作業員は姿勢を低くしているものと思っていた。</p> <p>作業員Aの泳力は、誰も把握していなかった。</p> <p>B船及びC船は、ふだん、ほぼ同時にボタンを取り外す作業を開始</p>

	<p>するので、本件ボタンに到達するのほぼ同時であった。</p> <p>船長Cは、号令をかける前に、C船上の他の作業員にB船側を確認させていなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>作業員Aの死因は、溺水であった。</p> <p>B船は、本件定置網において、箱網の取り外し作業中、船長Cが本件ボタンを取り外す号令をかけた際、事前にB船の状況を確認していなかったことから、本件ボタンを取り外した反動で救命胴衣を着用せずにB船上で立っていた作業員Aが落水し、溺水したものと考えられる。</p> <p>船長Cは、本件ボタンを取り外す際の振動が船上で姿勢を低くすれば、落水するほどのものでなく、また、作業員C等がふだんから全作業員に海上作業中の救命胴衣の着用及び船上で姿勢を低くするよう指導していたことから、B船の作業員も姿勢を低くしていると思われ、B船の状況を確認しなかったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、B船が、本件定置網において、箱網の取り外し作業中、船長Cが、本件ボタンを取り外す号令をかけ、本件ボタンを取り外させた際、事前にB船の状況を確認していなかったため、本件ボタンを取り外した反動で救命胴衣を着用せずにB船上で立っていた作業員Aが落水し、溺水したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海上で作業を行う場合、作業指揮者は、作業員が落水することを防止するため、常に作業員の装備、姿勢等作業員の安全確保に注意を払いながら作業の指揮を行うこと。 ・小型船舶等の暴露甲板上で作業を実施する者は、必ず、救命胴衣を着用すること。

付図1 事故発生場所概略図



写真2 B船



写真3 C船

